

令和6年 八潮市農業委員会 11月総会 議事録

1 開催日 令和6年11月25日(月)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所会議室3-4

4 出席委員 15名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏

10番 松田 淳一

4番 齋藤 富子

11番 篠木 秀彦

5番 福岡 達則

12番 石井 清巳

6番 飯山 敏行

13番 関根 幸子

7番 新井 孝美

14番 荻野 透

8番 鈴木 隆

15番 臼倉 明久

9番 田中 幸夫

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について

報告第4号 農地改良受理後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 清水 茂

開会 午後2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会11月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は15名でございますので、定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

委員の皆様には何かとご多用な中を11月総会にご出席していただきまして、ありがとうございます。

季節の移ろいも早いもので、もう間もなく師走を迎えようということで、何かとお忙しい気ぜわしい季節になってまいりました。

11月15日に齋藤委員と関根委員お二人には女性農業委員研修会にご出席をいただきましてありがとうございます。駐車場のほうでちょっとトラブルがあったようでございまして、ご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。

また、今週末には皆さんに出品と、そして12月1日日曜日には第50回の農業祭が控えております。また委員の皆様にはお忙しい中でございますけれども、ご苦勞いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、次に傍聴者の報告でございますが、本日の傍聴者につきましてはおりませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

① 八潮市農業委員会11月総会次第

A4横

- ② 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて（依頼）（資料１）
- ③ 令和６年度秋季農地パトロール結果（資料２－１）
- ④ 農地の利用意向調査について（お願い）（資料２－２）
- ⑤ 農地の適正管理について（お願い）（資料２－３）
- ⑥ 行程表（資料３）
- ⑦ （来年の）農業委員会手帳

手帳の中にございます身分証明書は、現在お持ちの手帳に入れていらっしゃるかと思いますが、入替えでご利用ください。もしなくしてしまった方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでご連絡ください。

- ⑧ 農業委員会活動記録簿（１１月～１２月分）

- ⑨ （手揚げバッグの中）農業ニュース第５５号＋名簿

今年の農業ニュースができましたので、恐れ入りますが、担当地区の農家さんに配っていただきたいと思います。一部カラー刷りのものは委員さんの分になっておりますので、残りの白黒印刷の分について、名簿を確認いただき、ポストへ投函で結構ですので配布をお願いいたします。また、新任委員さんには住宅地図も入れてありますので、参考にご利用ください。こちらは冒頭に農業祭の案内を載せておりますので、恐れ入りますが、できるだけ今週中に配布いただけますようお願いいたします。

以上、９点となります。

資料の漏れ等はないでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会会議規則第４条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第３の議事録署名人の選任から次第７のその他までよろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めてまいりたいと思います。

次第３の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、4番、齋藤富子委員、13番、関根幸子委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第14号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、申請人住所・氏名、〇〇〇番地〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇番〇、地目は2筆とも登記地目が田、現況地目が畑でございます。〇〇番〇の地積が〇〇平米、〇〇番〇が〇平米、合計〇〇平米になります。

次に、隣の2ページをご覧ください。

申請地の概要ですが、こちらは申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は駐車場及び通路です。

申請理由としましては、申請地に近接するところに申請者が所有する賃貸住宅があるのですけれども、そちらの入居者から、駐車場の設置及び車両や、人もなんですけれども、出入りが円滑にできるよう通路の整備についてかねてより強い要望がございまして、それを受けて申請をするに至ったものであります。

資金計画・調達計画につきましては、土地造成費としましてご覧の金額を自己資金で賄うということで銀行預金通帳の提示がございまして、中身を確認しております。

周辺農地への被害防除対策でございますが、周辺に農地はないため、支障はございません。ちなみに、仕上げは碎石敷きで、雨水は浸透式となります。

次に、1枚めくっていただいて、3ページをご覧ください。場所の説明をいたします。

市役所〇側の出口を出まして〇折し、〇方向に向かいます。その先〇〇〇の信号のある交差点を〇折しまして、〇〇〇線をそのまま約〇〇メートルほど〇〇しますと〇〇〇入り口の交差点に到達します。それからさらに〇メートルほど〇に進みますと、この図示された黒く着色した場所、こちらが申請地となります。

この申請地の斜め上に〇〇〇と書いてある賃貸住宅がありますが、ここが先ほど理由のところでも申しました申請者の賃貸住宅となりまして、ここの入居者より駐車場等の要望があったということでございます。

土地利用計画は、隣の4ページで、場所もそんなに広くないので、手前が〇〇〇線なんですけれども、ここから賃貸住宅の通路と駐車場スペース、広さから言って止められるのは3台、こういった状況です。

それで実はこの申請地は無断転用状態になっておりまして、既に碎石のような状態になっていた場所でした。そこを是正して畑に戻して、改めて今回申請されたという形になります。

現地の様子は1枚めくっていただいて5ページ、このような道路に接面しているんですけれども、このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当6番の飯山委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

先日申請地を見てまいりました。

説明どおり、ここは皆さんの記憶もあると思うんですけれども、〇〇沿いで、駐車場でした。それが違反転用ということで改善という形で、畑土を盛るという形で申請があったんですけれども、全面畑土になっておりまして、畑として認められる状態ではないのかなと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、飯山委員より農地法第4条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

参考に聞きたいのですが、ここだけではなくて、〇〇〇線ですか、右側の車が通っているところですね。これは道路沿い両側は接しているところだけ市街化区域になっている

んですか、調整区域があるんですね。ちょっと附随した質問になって申し訳ないです。

○事務局 ○○○線に隣接したところだけ市街化区域というところですか。

○2番（鈴木新一委員） そうですか。

○事務局 ここは市街化調整区域、都市計画図のとおりです。

○2番（鈴木新一委員） あ、そうですか。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

今に関連して質問ですが、○○○って市街化区域がないのですか。

○事務局 ございます。

○6番（飯山敏行委員） ○○○の道路の向かい側は市街化区域。

○3番（大塚一宏委員） ああ、そうか。

○6番（飯山敏行委員） 基本的に少し入り組んでいる。○○○のほうは市街化になるんですよ。でも基本的には○○さんより○側は調整です。

○3番（大塚一宏委員） ○○よりも○側、○○より○は……

○6番（飯山敏行委員） 市街化。

○3番（大塚一宏委員） 市街化になるのか。

○事務局 ちょっと字は小さいのですが、後でよろしければ、この都市計画図をお見せします。

○3番（大塚一宏委員） いや、いいです。ちょっと聞いただけです。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第15号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして2件ございます。

まず、議案第15号、番号1の農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」に該当するため、○番、○○○委員には暫時審査終了まで退席をお願いいたします。

——— ○番 ○○○委員 退席 ———

○議長 それでは、議案第15号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の6ページをご覧ください。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1は、賃貸借の設定に係る申請になりますので、申請人は借人、貸人と読ませていただきます。

借人住所・氏名、○○○、○○○、○○○・○○○・○○○、○○○、貸人住所・氏名、貸人は○名いらっしゃいます。○○○番地、○○○、○○○番地、○○○、○○○番地○、○○○、土地の所在、○○字○○○番○、登記地目、田、現況地目、田、地積○○平米、同じく○○番○、登記地目、田、現況地目、田、地積○○平米、○○番○、登記地目、田、現況地目、田、地積○○平米、合計○○○平米になります。

次に、1枚めくっていただいて、7ページをご覧ください。

権利の内容は、3年間の賃借権の設定です。

申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は工事事務所の敷地で、3年間の一時転用の申請となります。

申請理由としましては、申請人の○○○・○○○・○○○JVは、○○○より（仮称）外環八潮パーキングエリアの工事を受注しまして、その工事の施工管理を行うため、パーキングエリア計画地に近接した本申請地に工事事務所用地を求めたものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、造成工事費・建築費等といたしましてご覧の金額を自己資金で賄うということで、それに見合う金融機関の残高証明書が提出されております。

周辺農地への被害防除対策ですが、今回申請地のうち北側に建設する○○番○の東側に農地が隣接しておりますが、計画地は砂利敷きで雨水浸透式です。隣接農地との間には養生シート、簡易土留めを施工し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。汚水はくみ取り式で外部に流出することはありません。

次に、場所の説明をいたします。

隣の8ページをご覧ください。皆様御存じかと思いますが、簡単に説明させていただきます。

八條地区の外環自動車道と東埼玉道路が交差する北東側に位置します（仮称）外環八潮パーキングエリア計画地に近接し、〇〇〇の〇側となります。案内図で濃いめに着色された部分となります。図面の下のほうです。

次に、1枚めくっていただいて、9ページは土地利用計画図となります。

申請地は、道路を挟んで南北に分かれておりまして、9ページの図面の中央、縦に走るのが道路なんですけれども、これより外環寄りに工事事務所、作業員詰所、朝礼広場等設置をしまして、逆に道路の北側、〇〇〇、こちらのほうの申請地には来客駐車場、プレゼン棟、資機材倉庫等を設置する計画となっております。

次の隣の10ページから11ページは断面図となっております。

11ページの下半分は、断面の詳細図となっておりますが、計画地の地盤の高さは隣の農地よりも若干低くして、養生シートを敷いた上に碎石を入れまして、農地との境には先ほど申し上げましたように簡易土留めを設置し、被害が及ぶことのないように計画されております。

現地の様子は隣の12ページで、上の①番が申請地中央の道路より北側、〇〇〇方向に向けて撮影した写真、下の③、④は逆に道路から南側、外環方向に向けて申請地を撮影したものとなります。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当代理の7番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

21日に事務局から連絡があり、同日、現地調査を行ってまいりました。ちょっと雨が降っていたんですけども、車の中から見てまいりました。

写真を見ていただきまして、③と④のほうは例年耕作していますので、来年に向けて稲刈り後の株が、ひこばえが伸びています。3回くらい耕うんすれば耕作ができるので大丈夫かと思えます。

①番、②番、北側になるんですが、申請に当たり草刈りをやりまして、草が残っている状態なんですけど、片づければ何とかできるといった感じです。

②番の右側のほうは耕作放棄地になっていまして、ヨシのほうが3メートルくらいあるか、そのくらい伸びている状態でなっています。刈り取れば耕作のほうはできると思うので、何ら問題はないかと思えます。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と7番、新井孝美委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件

につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

ちょっと質問というか、これに伴った質問なんですけれども、この案件ですか、ここは一時転用ですよね、3年間の。

○事務局 はい、一時転用です。

○6番（飯山敏行委員） そのときにちょっと聞いたのですけれども、○名の方が申請していますけれども、たしか1名の方が用水費決済金を滞納していると聞いたんですよ。これというのは転用のときに用水費決済金もつけて転用になりますよね、普通は、この場合はどうなんでしょうか。

○事務局 一時転用なので、通常、永久的な転用だと決済金を払って、そこで終わりですけれども、一時転用だとその先もありますので、それとは違う意見書、一時転用することには支障はありませんといったものが提出されております。

○6番（飯山敏行委員） 添付はしなくていいわけですね。

○事務局 そういった添付はあります。

○6番（飯山敏行委員） ずっと継続するからね。

○事務局 決済金を払ってはいないけれども、一時転用することについては支障はありませんという旨の、一時転用の回答書みたいな形で頂いております。

○6番（飯山敏行委員） だから、このテーブルにちゃんと申請が上がったんですね。

○事務局 そうです。

○6番（飯山敏行委員） 分かりました。ちらっと、○人の中のお一人の方がちょっと立ち話で、実は用水費決済金をずっと滞納しているんだよね。申請に当たって非常に不安だということ言われていたのでは。

○事務局 いずれはやはりお支払いいただくように求められるものだと思います。

○6番（飯山敏行委員） はい、分かりました、ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

これは3年間の賃貸ということなんですけれども、3年たったらこの事務所を撤去して、養生シートを張ってその上に建物を建てると思うんですけれども、また、田んぼに戻すということですよね。その質問で。戻せるのかなと。

○事務局 一応申請書では、返すときは双方立会いの下、原形復旧して返す。

○8番（鈴木 隆委員） 建物が建ったり車が入ったりするからカチカチになっちゃうと思うので。

○事務局 所有者の方と打ち合わせて、問題ないようにやっていただきたいと。

○8番（鈴木 隆委員） 分かりました、ありがとうございます。

それについて土地とかは元に戻るものですか。

○事務局 このほかにも、この前にも一時転用をやったところがあるんですけども、その場合は今の田んぼの土を全部取って、トンパックという、トン単位の、今〇〇〇の横にもし行かれたら黒い袋がいっぱいあると思うんですけども、あれは元の田んぼの土なんですね。

○8番（鈴木 隆委員） あれがそうなんですか。

○事務局 ええ。その土を戻すような計画で。

○8番（鈴木 隆委員） あ、そうなんだ。

その上にぱっとやるわけではないんだね、1回。

○事務局 そうですね、それは戻すとき、また地権者さんと立ち会ってやる。

○8番（鈴木 隆委員） 大変なことですよ、ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第15号の番号1の議事が終了しましたので、○番、〇〇委員の入室をお願いいたします。

——— ○番 〇〇〇委員 入室 ———

○議長 続きまして、議案第15号番号2、農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、次第の13ページをご覧ください。

議案第15号の番号2、農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

こちらは使用貸借権の設定になりますので、譲受人、渡人は借人、貸人と呼ばさせていただきます。

借人住所・氏名が〇〇〇番地〇、〇〇〇、貸人住所・氏名が〇〇〇、〇〇〇、土地の所在が〇〇字〇〇〇番〇、〇〇番〇、いずれも登記地目が田、現況が畑、合計地積が〇〇平方メートルです。

次に、隣の14ページをご覧ください。

表の中ほど、権利の内容につきましては、30年間の使用賃借権の設定となります。

申請地の概要といたしましては、10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は、住宅敷地、申請理由としましては、貸人と借人は親子で、借人の〇〇さんは現在八潮市内の賃貸住宅に居住しております。貸人のお父さんがお住まいでお持ちの土地がこちらの北側の土地でして、南側を切り出した、こちらで専用住宅を建築し生活すれば、親子3世代で近居できる環境で親も子供も面倒を見ることができることから、本申請地に自己居住用住宅を建築したく申請に至ったとのことでした。

資金計画・調達計画といたしましては、建築費などとしましてご覧の金額を借入金で賄うということで、金融機関の事前審査結果通知書が添付されております。

周囲農地への被害防除としましては、転用するに当たりまして敷地周辺にブロック土留めなどで囲み、周辺農地に被害が生じないようにするとあります。実際の特に近接、隣接する場所に農地はございません。

次に、1ページめくっていただいて、15ページをご覧ください。場所の説明をさせていただきます。

市役所〇側を出発し、〇〇メートル〇〇し、〇〇〇の交差点を〇折、〇〇〇線を〇〇キロほど〇〇いたします。〇〇〇の先の丁字路を〇折し、〇〇メートル〇に進んだ〇〇〇の交差点を〇折しまして〇〇〇通りを〇〇します。こちらで〇キロメートルほど進んだ〇〇〇さんの先に、こちら四角で囲った濃いめに着色した申請箇所がございます。

隣、16ページが土地利用計画図です。西側に道路がございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして地区担当の12番、石井清巳委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○12番（石井清巳委員） 12番、石井です。

先週事務局より話がありまして、その日に確認してまいりました。

ここは日頃のパトロール範囲内で、通常は地図を見ますと北側が住宅ですので、前を通路と仮の駐車場の様な感じで使っていましたが、現在は写真のように農地のほうに戻っております。そして周りもブロックで囲まれておりまして、土の流れ出しとかはないので、環境への影響もないと思います。問題ないかと思っております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と12番、石井清巳委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて議席

番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

ここは調整区域ですね。この方は一応念のため、親御さん、〇〇〇さんの所有する土地というのは調整区域しかないのでしょうか、市街化区域にはないんですか。

○事務局 ただいまのご質問にお答えします。

貸人の〇〇〇さんの所有する農地全てを、今回の申請では把握しておりません。あくまで借人の〇〇〇さんが市内及び市外において資産、土地をお持ちでないというふうな証明については添付を求めていますので、それについては確認しております。

以上です。

○2番（鈴木新一委員） ほかに市街化区域の土地を持っていた場合については、そうか、〇〇さんのあれではないからね。本当は市街化区域を優先するという……、法的なあれはないのでしょうかけれども……

○6番（飯山敏行委員） 1等身、2等身とか、そういう4等身まで取るのかな、そういうのは……

○2番（鈴木新一委員） 転用を許可するに当たってあれば、そっちのほうを優先するという。

○事務局 すみません、ちょっとこれは農地法というよりも、都市計画法なんですけれども、都市計画法の開発許可で建築行為についても該当号がありまして、先ほど飯山委員さんがおっしゃられていたような親族6親等、姻族3親等というふうな範囲での建築の専用住宅許可の範囲というふうな号数でこちらの方は建築されますが、その際に先ほど職務代理がご心配されていたような無資産証明というところも審査をしています。

農地法につきましては、あくまで借人の審査というところがありますので、今回私たちのほうで把握している資料については、〇〇さんが市内及び市外について建築するような土地、資産を持っていませんというところは把握しております。

以上です。

○議長 〇〇さんは所有するものが、土地を持ってない。親のお〇さんのほうがもし市街化区域に持っているとうどうなんですか。

○2番（鈴木新一委員） 要は〇〇さんが土地を所有していれば、そういうさっき言った優先事項が働くのでしょうかけれども、借りるわけだから、何かちょっとすっきりしないものがありますよね。やはり我々農地を保全するという立場からすると、調整区域で……、ただ〇〇さんが建てるわけではないので……、何か抜け道になっちゃうような気がしないでもないんですけれどもね。

○事務局 すみません、先ほどの代理がご心配されている貸人さんの立場の〇〇さんがもし市

街化区域内に土地を持っていた場合にそっちに建築すべきだというふうなところについては
……

○2番（鈴木新一委員） 指導する責任があるような気がするんですけども。

○事務局 そちらについては、都市計画法の開発許可の立地基準のほうで、これは法定添付書類ですね、無資産証明というのを求めます。おっしゃるとおり、市街化調整区域は原則的に建築ができないところですので、どうしてもここ以外に建てる場所がないという関係と、親族6親等、姻族3親等の範囲で建築ができるというのは例外的に認められている建築行為ですので、自然発生的な分家の範囲が市街化区域内に土地を持っている人には当てはまりませんので、その点、そこについては農地法ではなくて、開発、都市計画法のほうで制限がされているというふうに考えています。

○2番（鈴木新一委員） 建築許可が下りる見込みがあるということですか。

○事務局 開発のほうでも審査は同時にされていますので。

○2番（鈴木新一委員） そちらのほうで問題はないのですね。

○事務局 おっしゃるとおりです。

以上です。

○3番（大塚一宏委員） 農地法だと関係ないということ。

○2番（鈴木新一委員） 都市計画法上の事例ではあるけれども、農地法のあれは直接関係ないんですね。やはり連携して、優先される順……

○6番（飯山敏行委員） ここに上がってくるということは開発がクリアになって、法律に照らし合わせてオーケーが出てからテーブルまで上がってきている。その前に却下されちゃうので。

○事務局 すみません。おっしゃるとおり同時進行、手続的には同時進行なんですけど、開発許可を申請する農地転用許可、農地転用はそうじゃないですけども、許可申請する前段でも1回審査をしまして、その審査の段階で、許可申請と許可見込みありですねという回答があったので、許可申請されている。

○2番（鈴木新一委員） 見込みがないのは。

○6番（飯山敏行委員） 事前に持っていたら、そっちには建ちませんという指導が入っちゃうので、こちらに上がってきているということは全て法律的にクリアしているということです。

○2番（鈴木新一委員） 勉強になりました。

○3番（大塚一宏委員） とにかく看板が立っている、開発のほうが早い。

○6番（飯山敏行委員） そうだ、ちょっと早い。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第16号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして3点ございます。

まず、番号1と2について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の19ページをご覧ください。

議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてです。

番号の1、買取り申出する生産緑地の所在は○字○○○-○及び○-○、こちらは○○○土地区画整理事業仮換地○○街区の○画地、登記地目につきましては田、いずれも田、現況につきましてはいずれも畑です。従前の面積は合計で○○○平米ですが、仮換地の面積○○平米です。こちらは○の○号生産緑地でございます。

続きまして、番号2、こちらを買取り申出する生産緑地の所在は○○○字○○○番○、○字○○○番○の一部、こちら○○○土地区画整理事業仮換地○-○街区○画地、○-○街区○画地、○-○街区の○画地で、合計といたしまして従前面積○○○平米のうちの一部、仮換地面積、田、○○平米、こちらは○号生産緑地でございます。

主たる従事者の住所・氏名につきましては、○○番地、○○○さん、申出者の住所・氏名につきましては○○番○、○○○さんです。買取り申出の生じた日及び理由は、令和6年○月○日、主たる従事者の死亡でございます。

次に、場所の説明をいたします。隣の20ページをご覧ください。

番号1につきましては、市役所○側出口を○に出まして、○○○通りを○○キロメートルほど○に向かって直進し、○○○があります○○○交差点を○折、○○○の交差点を今度は○折しまして、○○メートルほど直進した○側周辺です。

番号2につきましては、市役所○側の出口を同じく○に出まして、○○交差点を○折、○○線を○○○まで真っすぐに○キロ以上走りましてすぐ○折、○○沿いを走ります。○○沿いの道路を○○メートルほど進み、道なりに○折、またそこを○○メートルほど進んだ○○を○折し、○○メートル弱進んだ丁字路を○折したその周辺でございます。

現地の様子につきましては、21ページ及び23ページの写真でございます。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の5番、福岡達則委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。

先日現地を調査してまいりました。

まず、最初の1番のほうなんですけれども、ここはよく耕してありまして、管理は行き届いております。

もう一つの2番の〇街区のほうですけれども、写真でご覧になるように市民農園として貸してありまして、ここもちゃんと管理されております。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と5番、福岡達則委員より生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして説明がございました。

何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、それぞれ挙手にて採決をしたいと思います。

まず、議案第16号、番号1について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第16号の番号2についてでございます。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案も原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第16号の番号3、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の24ページをご覧ください。

議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてです。

番号3、買取り申出する生産緑地の所在は、〇〇〇字〇〇〇番〇、〇番〇、〇番地です。

登記地目、現況ともにいずれも畑です。地積、面積は合計で〇〇〇平米、こちらは〇〇〇号生産緑地でございます。主たる従事者の住所・氏名は〇〇〇番地、〇〇〇さん、申出者の住所・氏名、八潮市〇〇〇番地〇、〇〇〇さんです。買取り申出の生じた日及び理由は令和6年〇月〇日、主たる従事者の死亡でございます。

次に、場所の説明をいたします。

1枚めくっていただいて、25ページをご覧ください。

市役所の〇側の出口を〇に出まして、〇〇〇のある1つ目の信号で〇折、〇〇メートルほど〇〇しまして、今度は〇〇〇があります〇〇〇交差点を〇折、〇〇通りを〇〇キロメートルほど進みまして、〇〇〇入り口交差点というのが〇〇〇があるあたりにあるんですけども、ここを〇折いたします。そこを道なりに〇メートルほど直進して丁字路に突き当たった箇所が現地でございます。

現地の様子は26ページの写真でございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして地区担当の8番、鈴木隆委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木でございます。

21日に事務局より連絡がありまして、その日に見に行ったのですが、この②番の写真を見ていただくと分かるんですけども、山が、泥の山がちょっとあるんです。この山については左側の家、これは新しく建てた家なんですけれども、この家を建てる時に掘った泥をここに置いてあるということなんです。本人と会えませんでした、23日土曜日にやっと本人と、今お勤めしておりまして土曜日でないといませんと言われたので、土曜日に行ってお話をさせていただきました。

そしてその泥を平らにしないと許可は下りませんよということで、その日に、その家の右側に、小さいですけども、トラクターがずっと置いてあるんです。このトラクターを使ってこの山を崩そうと2人でお話をしまして、ちょっとお手伝いしながらエンジンをかけたところかからない、これは駄目だと、では次の日、明日日曜日に私がバッテリーを持ってこのトラクターをかけましょうということで、午前中行きましてエンジンをかけました。かかったんで、この山を全部きれいに平らに引っ張りまして、また耕うんもしてきました。私はやっていませんよ、こうやってやれと教えて自分でやってもらって、きれいに草も何もなくなりまして農地として戻りました。そんな感じです。それで問題はないと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と8番、鈴木隆委員より生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いの件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

先ほど鈴木委員のほうから補足説明でこの山を崩したと、これは土の山なのでしょう。

○8番（鈴木 隆委員） そう、きれいな砂利も何も入ってない。

○3番（大塚一宏委員） 砂利とかではないのでしょうか。

○8番（鈴木 隆委員） 何も、家を建てるときに掘った泥なんですって、だからきれいな泥で、きれいにさっさと、砂利も一つも入っていない。

○3番（大塚一宏委員） これはならさなくても。

○8番（鈴木 隆委員） あ、よかったの。

○3番（大塚一宏委員） いや、どうですかね。ならしたほうがきれいだからいいですけども、ただ、土だから。

○事務局 これは事務局のほうで、前から山になっていてちょっと気になったので。

○8番（鈴木 隆委員） それを言われたので。

○事務局 ちょうど話に行ったとき、こちらのご家族の方と会ったのでお願いしました。土の中身までは、きれいな土かどうか、多少外から見るとそのまま放っておかれていますから、草等が生えて見栄えが悪かったの。

○8番（鈴木 隆委員） 1メートルくらい、結構高い山だったんですよ。

○3番（大塚一宏委員） でも、要するに後々に低いところに足すために置いてあるんだというふうに言われても……

○8番（鈴木 隆委員） これは置いてあります。ハウスが低くなったら、そこに運搬車で持って行ってやるように、1台は必ずストックしています。

○3番（大塚一宏委員） だからそういうふうにも、俺だったら別に問題ないなというふうな。

○事務局 畑土のようにちょっと見えなかったものですから、お願いしてしまいました。

○8番（鈴木 隆委員） 平らになったから、いい。

○3番（大塚一宏委員） 平らなほうが見栄えがいいですけども、やらなくてはいけないのかなと思って。

○議長 ほかにございますか。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

この土地って、25ページの地図でいくと、左側に〇〇農園、〇〇〇と書いてありますけれ

ども、この方のお孫さん。

○8番（鈴木 隆委員）　そうです。〇〇さんはおじいちゃん、もうずっと前に亡くなっています。そのせがれさんが〇〇さんで、そのお孫さんですね。

○2番（鈴木新一委員）　この土地は耕作したことはないんですか。

○8番（鈴木 隆委員）　でもトラクターは結構使っていたんですよ。だから草はあまり生えてないんです。お婆さんがいるんですけども、そのお婆さんが来て畑をつくっていましたが、草ぼうぼうという感じではないんです。一応農地としてはオーケーだと思います。

○議長　ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長　ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長　挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告について

○議長　次に、次第6の転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、次第の27ページをご覧ください。

まず、報告第1号　農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり貸倉庫敷地拡張1件の届出を受理いたしました。

次に、隣の28ページをご覧ください。

28ページから32ページにかけて掲載されております報告第2号　農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては記載のとおり、住宅敷地10件、共同住宅敷地3件、清掃施設敷地など5件の合計18件の届出を受理いたしました。

その次の33ページをご覧ください。

こちらは農地所有適格法人の年に1回の報告の届出を受理したのですが、農地法第6条第1項の規定によりまして、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3か月以内に事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられております。今年9月の総会で〇〇〇さんから報告がありましたが、そのほかに市内にございます今回は〇〇〇さんから農地所有適格法人報告書の提出があり、確認が終わりましたので報告するものです。

次に、隣の34ページをご覧ください。

報告第4号 農地改良受理後の工事完了届につきましては、昨年4月に届出のありました
〇〇〇地区の農地改良完了報告があったものでございます。

届出の報告につきましては以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をいただきました。

この後、数分間時間を設けますので、ご確認をいただきまして、その後質問がありましたら
お願いいたします。27ページから34ページの確認をお願いいたします。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がありましたら、挙手にて議席番号、氏名を述
べてからお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、転用等届出受理報告についてはこれで終わりといたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が1件、協議事項が2件、そのほか連絡事項が幾つかご
ざいます。

初めに、依頼事項1件目、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて、事務局、
説明をお願いいたします。

○事務局 資料1をご覧ください。

申出地の概要といたしましては、八潮〇号生産緑地、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇番地、
〇〇番〇、合計の面積が〇〇平米でございます。

こちらの買取り価格はご覧の金額でございまして、平米あたりに換算しますと〇万円、参
考までに坪当たりが約〇万〇〇〇円です。参考までの近隣の地価評価価格ですが、こちら1
枚めくっていただいて、八潮〇が大字〇〇〇字〇〇〇番〇、平米当たりが〇万〇〇〇円、坪
当たりが〇万〇〇〇円、県のほうで出しています八潮（県）〇が〇〇〇字〇〇〇番〇で、平
米当たりが〇万〇〇〇円、坪当たりは約〇万〇〇〇円です。

詳細につきまして、隣のページに案内図があります。その買取り申出地は9月の総会議案
第11号で主たる従事者の証明をした場所でございます。その後買取り申出の希望が市にあり
まして、市の各部署に買取り申出の照会をいたしましたが、どこもなかったことから、今回

こちらの土地について、もしご担当の地区におきまして買取りの希望がございましたら、事務局宛て、次の総会までにご連絡をお願いいたします。

○議長　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○議長 よろしいですか。もし皆様の担当地区で取得を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局までご報告をお願いいたします。

○議長 次に、協議事項１件目、中川周辺地区地域計画策定に係る目標地図の素案作成につきまして、本日、都市農業課の職員に来ていただきましたので、ご説明をお願いいたします。

○都市農業課職員　以前、目標地図の作成に関して農業委員の皆様にご覧いただいたかと思いますが、今こちらのほう、進捗させておりまして、委員の中には何人かいらっしゃるのですけれども、同意という形で記載されているお名前に関しては個人個人に確認を取っている次第でございます。

その中で、こちらの左の地図が8月に、皆様に参加していただいた協議に利用した、4月から5月に行ったアンケートの回答内容になっております。具体的には10年後の意向ですね、規模を拡大したいですとか、縮小したいですとかというのが色分けされている地図になっております。

右の地図がそれを反映させたものになっておりまして、今お話をしました皆さんからの同意取得を今進捗させているところでして、ただ、前回見ていただいた地図に関しましては白い部分が非常に多いというところがございまして、市のほうの意見としまして白い部分が多いので、皆様、いろいろご協力していただいて地図を作るというところで、意味のあるものを作ったほうがいいじゃないかという意見も出まして、市の方針としましては、皆様の認定農業者のお名前を載せさせた上で同意を取るというところは変わらず進捗させていただいているのですけれども、それ以外の白い部分を、こちらのアンケートの内容をそのまま、反映させていただいております。上にお名前ごと色が分けてありまして、下のところが10年後の意向、拡大意向とか現状維持とか、今後やめるとかというものが載っているような地図になっております。

まず認定農業者の皆様に関しては、そのまま名前を載せさせていただいた上で、例えば近

隣に今後やめようとしているところがあるのであれば、そこを広げていこうかというような、いわゆるこの一つの地図で分かるような形で皆様にご確認いただいて、実際、検討や、協議をさせていただくような地図になりました。進捗途中なのですが、ご報告させていただきます。

あとは引き続き来月末までには、こちら残りのいわゆる利害関係者、地権者と担い手に関しては皆様漏れなく確認を取って完成させますので、まず、こちらのほう、現状報告ということで今日は提示させていただきましたので、よろしくお願いします。

あと何かご質問だったり、ご意見等ありましたら、ぜひいただければと思います。

以上になります。

○議長　ちなみに、この資料はありませんので、口頭とあと地図でお願いいたします。

ご質問があればお願いいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員）　ちょっと根本的なことを聞いてしまうのですが、こちらの地域というのはたしか指定が農地の1種、2種とあると思うのですが、それは1種になっているんですか。

○都市農業課職員　1種ですね。

○6番（飯山敏行委員）　それが前提なんですか、完全に固めてしまおうというあれですね。

○都市農業課職員　1種の地域にしようと。

○6番（飯山敏行委員）　1種ということは、申請は全部却下されますよね。ですよね、1種という前提で。

○都市農業課職員　前提というか、1種のところを。

○6番（飯山敏行委員）　1種のところをやりましょうという、すみません、根本的なことなので、申し訳ありません、分かりました。

○議長　ほかにございますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木　隆委員）　8番、鈴木です。

色がついていると言っていたのですが、この色がその人の色ですね。

○都市農業課職員　右のほうですか、左。

○8番（鈴木　隆委員）　右、右。赤は誰とかという。

○都市農業課職員　まず前提として人の色が塗られている上で、プラス、アンケート内容も載っているという形です。なので、名前の色とアンケート内容の色の2パターン。

○8番（鈴木　隆委員）　そこに行けば分かるということですか。

○都市農業課職員　そうですね。具体的には名前が載っているのは認定農業者の方のみです。

地域計画の担い手、認定農業が含まれますので、〇〇さんはまさにそうなんですけれども、〇〇さんの名前が載っていらっしゃるのと、ただ、認定農業者ではない農業者に関しては名前が載せられない。ただアンケート回答をその方からもらっている場合は、それを載せています。

○ 8 番（鈴木 隆委員） なるほど。

○ 都市農業課職員 それはそれで色を。

○ 8 番（鈴木 隆委員） 前より随分きれいになって、分かりやすくなった。

○ 都市農業課職員 全く塗られてないところもあるんですね。一番分かりやすいのは道路というのは農地ではないのでそれは塗りようがない、それは白、そのままになっています。それ以外の場所は全部、アンケートがなかったというのも一応塗っています。

○ 8 番（鈴木 隆委員） 白い何も載ってないところは。

○ 都市農業課職員 あとは自宅とか、家だったり、基本的に農地以外、そこは塗りようがないので塗ってない。ただ、それ以外は全部塗っています。アンケートがないというのも塗っています。

○ 8 番（鈴木 隆委員） 後で見させてもらいます。

○ 都市農業課職員 ぜひご覧いただければと思います。

○ 議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○ 議長 とにかく地域計画、地図を作り上げなくてはいけない。

それでは、これから先も地域計画の策定に向けまして、農業委員の皆様にはご協力いただきまして、よろしくお願いいたします。

臼倉係長、北條さん、ありがとうございました。

——— 都市農業課職員 退室 ———

○ 議長 次に、協議事項の 2 点目、農地パトロールの実施結果について、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局 資料 2－1 から 2－2、2－3 をご用意ください。

まず、資料 2－1 のほうをご覧ください。

こちらは皆さんにやっていただきました農地パトロールの結果をまとめたものとなります。

表の左のほうから、皆さんにパトロールの際に配付しました地図に書いてあった番号、担当委員さんのお名前、右に向かっていきまして、土地の所在地と番地、地目、面積、それと所有者の方のお名前、ちょっと説明が前後しましたが、こちらの資料 2－1、個人情報が入っておりますので、取扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。

所有者の名前がきまして、その右半分から、最初、R 6 パトロール結果、皆さんにやって

いただいたパトロールの結果を転記したものとなります。その隣が事務局確認結果ということで、皆さんにチェックしていただきました箇所を事務局で全部再確認したものとなります。

大体皆さんの意見と同じになっているのですが、事務局で現場のほうを見に行ったときに、その後草刈りがされたところとか、草刈りがやっている途中のところとか、そういうところがありました。なので、皆さんにチェックしていただいたときバツでも、事務局が見に行った後マルになったり、草刈りの途中だからもう少し様子を見てみようということで三角になっている箇所も数か所ございます。もしその辺確認したい場合、皆さんの農地パトロールと事務局の行ったパトロールをまとめて、ちょっと写真もつけまして、あちらの奥のほうにございますので、もし後で確認したいという方がありましたら、説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでこのパトロールの結果を受けてどうするかということなんですけれども、それが表の右のほう、黒く塗ったところに2行ありまして、管理依頼文書、または管理依頼文と利用意向調査を兼ねた文書、この2種類を送付することとなっております、そちらのこれから送付しようとする文が資料2-2と資料2-3になります。

まず、資料2-2のほうを説明しますので、そちらのほうをちょっとご覧ください。

資料2-2、A4のホチキス止め2枚、よろしいでしょうか。

こちらは農地の利用意向調査、これは法律で遊休農地とされましたところは、その後その農地をどうしていくのか、所有者にその意向を聞かないといけないことになっております。

この文書の中段、ちょっと読ませていただきます。

「さて、本会では農地法第30条の規定に基づき、農地の有効かつ効率的な利用の促進を目的に、毎年、市内の農地について利用状況の調査を行っております。調査を行った結果、裏面に記載した農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（またはその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる）ことから、適正に耕作、または管理されるようお願いいたします。また、当該農地について、農地法第32条第1項の規定に基づき利用意向調査を行い、今後の意向を確認したいと考えておりますので、別紙意向調査票にご記載いただき、同封の返信用封筒にてご返送くださるようお願いいたします」、このような文書になっておりまして、参考にこの根拠となる農地法の抜粋を下に載せております。

1枚めくって、裏側をご覧ください。

こちらに指摘された遊休農地のリストを記載させていただきまして、その下に、さらに今後の管理について注意していただきたいということで、「上記の農地は雑草が繁茂しており、そのまま放置すると害虫の発生や廃棄物の不法投棄を誘発する可能性があります。近隣農地に迷惑をかけないよう、所有地の適正な管理をお願いいたします」という文書を送付させて

いただいております。

次に、隣のもう1枚のほう为抓手に送っていただきたい回答用紙のほうなんですけれども、こちらに意向を示していただく形なんですけれども、あらかじめ真ん中の表に指摘された農地をこちらのほうに記入させていただきまして、回答を下の①番から④番から選んでもらう。①番というのは、当該農地については、自ら耕作をしますという利用意向、②番目は、当該農地については、第三者への売買、または貸出しを希望します（農業委員会等によりあつせんを希望します）という形、③番も当該農地については、第三者への売買または貸出しを希望しますということなんです、自ら受手を探したいという意向の場合は③番として回答していただきます。そのほかの回答がある場合は、④のところに具体的に書いていただく。昨年と同じなんですけれども、このような形で指摘された方に発送したいと考えております。

もう1枚、資料2-3のほう、こちらのほうは今回遊休農地に指摘されたものの、結構毎年同じところを指摘されている箇所がございます、既にこちらのほうに利用意向が伝わっている農地もございます。そういうところは改めて聞く必要もないので、その場合は農地の適正管理についてお願いする文書となっております。

内容は、先ほどの利用意向調査のほうで添えた文面と同じで、2-3の中段にも同様に、「あなたが所有されている下記の農地については、雑草が繁茂し耕作がされていない状況が見受けられます。このままでは、害虫の発生や廃棄物の不法投棄を誘発する恐れがあり、近隣農地へ悪影響を及ぼす可能性があります。つきましては、雑草を除去し、農地の適正な管理をされるようお願いいたします。なお、すでに雑草を除去されている場合はご容赦願います」、このような文書を出したいと考えております。

先ほどの2-1の表に戻っていただいて、右側のほうにどちらの文書を出すかというところの、こちらは出す文書に丸をつけております。

以上、法に基づいてこのような対応をしたいと考えておりますので、このことにつきましてご協議いただき、ご確認いただきまして、よろしければこちらの表に沿って、今後速やかに発送したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より農地パトロールの結果と今後の対応につきましてご説明がありました、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

○議長 ないようでしたら、それでは、利用意向調査書の発送につきましてはよろしくお願いいたします。

次に、連絡事項が3点ほどございます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 連絡事項の１点目につきましては、いよいよ今週末に予定されております農業祭につきましてでございます。よろしくお願いいたします。

服装につきましては平服、ノーネクタイ、帽子なしということになっておりますので、皆様、動きやすい、特に寒いと思いますので、そのあたり調節しやすい服装でよろしくお願いいたします。

開会式は12月１日、８時45分からでございますので、８時半に楽習館の玄関前に集合をお願いいたします。職員も目印代わりに立つようにはいたしますので、迷った際には探していただければと思います。

農業委員会の啓発事業としてのお米の無料配布でございます。その担当となりました飯山委員さん、石井委員さん、荻野委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。こちらは11時からの地産地消推進協議会さんの小松菜無料配布の後で実施をいたしますので、11時15分とかにやることになると思います。いずれにしても農業委員会事務局がつきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと農業委員さんたちの控室、楽習館の２階のセミナー室２で予定しております。案内用の貼り紙もございますので、こちらにつきましてもどうぞご利用ください。

昼食は、お弁当が必要な方は今のところもし決まっていれば教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○３番（大塚一宏委員） どんな流れになっているのかなと思って。

○事務局 そうですね、すみません、確認ですが、農業祭開会の際の農業委員さんご紹介の際は皆様にももちろんご臨席賜りたいところなんですけれども、その後、特に拘束するような行事につきましてはお米の無料配布以外はございません。ただ、農業祭は八潮市を代表する農業イベントですので、その後皆さんご覧になりたいということであれば、どうぞお使いいただいて、休憩室としてのセミナー室２も準備してあります。お昼にまたぎそうであれば、お昼の準備もありますので、もしご利用になる方がいらっしゃれば、ご用意がありますのでというところで数の確認でございました。

あと連絡事項の２点目といたしましては、先月の農業委員会の際に皆様とご相談させていただきました視察研修会の件でございます。資料３を準備いたしましたので、こちらに沿ってご説明を差し上げたいと思います。

視察研修内容としましては日帰りでございます。視察先はつくばでございます。午前中、まず着きましたら、農研機構の食と農の科学館で視察をする予定です。そうしまして、昼食をいただきましたら、車で少し走りまして、道の駅常総という大変繁盛している道の駅がありますので、こちらを見学して、そのまま帰ってこようかなという視察を検討しているようなところでございます。

○議長 では、それをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。準備します。

○議長 あとは四市町は。

○事務局 連絡事項、最後でございます。四市町農政研究会につきましてのご報告でございます。

事務局に確認いたしましたが、こちらの案内文書がまだまいっておりませんが、1月17日の金曜日に開催することは決定しております。送迎バスが通常ですとやっておりますので、午後2時くらいに来ると思います。その後、〇〇〇での会もありまして、こちらも去年の会費としては〇〇〇円だったなど。正式な案内文書がまいりましたら、また改めてご連絡させていただきます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの連絡事項について、何かご質問がありましたらお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、今週末に、先ほど係長からありましたように農業祭がありますので、委員の皆様にはご協力よろしくお願いいたします。

最後になりますが、次の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 来月12月は12月23日の月曜日、いつもの25日ではなくて、23日の月曜日になりますのでご注意ください。会議室は3-4、ここと同じ場所、時間も同じ午後2時から予定しております。

改めて文書で毎月のようにご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より12月の農業委員会総会についてご案内がありましたけれども、全体を通しまして何かございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

特にないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。

皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審

議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理にお願いいたします。

○会長職務代理 皆さん、いろいろとご審議ありがとうございました。事務局からいろいろとお話がありまして、11月30日、12月1日には農業祭がありますので、これは私だけかもしれませんが、出品する予定の野菜がなかなか、ちょっとあまり生育がよなくて、出品できないのではないかと心配しながらいます。いろいろと農家の方をお願いしていただきまして、くどいようですが、盛会にできますようにご協力をお願いします。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時43分